

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和3年2月22日(月) 開会10時13分
閉会11時13分
2. 場 所 議事堂(議場)
3. 付議事件 ①二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(議案第5号)
②二宮町介護保険条例の一部を改正する条例(議案第6号)
③閉会中の継続調査について
4. 出席者 根岸委員長、羽根副委員長、小笠原委員、露木委員、前田委員、一石委員、善波議長
- 執行者側 ①町長、副町長、健康福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長
②町長、副町長、健康福祉部長、高齢介護課長、介護保険班長
- 傍聴議員7名
一般傍聴者0名

5. 経 過

①二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(議案第5号)

<補足説明>

委員長

趣旨説明等は、事前にお配りをしておりますので、ただちに質疑に移らせていただきます。

<質疑>

露木

表についてお聞きする。額が安くなるのは良いが、たとえば3のモデルケースを見た時に、年収500万と1,000万は年収でいうと倍の額だが、増減でいうと2倍になっていて、想像するに500万で3人の世帯は決して楽ではないと思う。それと1,000万が単純に倍ぐらいになっているのは、町の考え方として、保険料の設定のしかたについてのお考えと、このくらいの年収の人たちがこれぐらいいるから、このくらいの保険料に設定したというやり方もされているのか。

国保年金班長

まず保険税に関して、今おっしゃられた所得に関してだが、保険税自体が所得に対する応能割と、世帯の人数によって均等割、平等割、応益割の割合というのが、現状の保険税率が50対50ぐらい、所得から取るのが50パーセントぐらい、その他、人数や被保険者、世帯によって取るのが50パーセントぐらいというかたちで課税をさせていただいている。その比率を変えずに、今回コロナの影響もあるので、それを変えてしまうと、所得が上がり、保険税が上がる人が出てしまうと、大変な方もいらっしゃると思うので、そういったことも加味して割合に関してそのままにしたところで、こういったモデルケースのデータになっている。所得がどれく

らいの方が多いかということに関してだが、特にこれぐらいの人をターゲットにして、税率を決定しているわけではなく、全体の保険賦課総額を決めさせていただいている。県からも標準税率を示されているので、参考にして今回の税率を改訂させていただいている。

露木

今後、所得割の比率を変えていく方向性にあるのか。先ほどコロナとおっしゃっていたが、コロナの関係が大きくて、割合の変更をしなかったのか。

国保年金班長

まず比率に関しては、平成 30 年以前、県に運営自体が移行する前の状態で 50 対 50 が目標になっており、二宮町もそのまま継続して取らせていただいているので、今も 50 対 50 というかたちである。今、県が目指しているところはだいたい所得に対するものが 55 対 45 ぐらいを目標に、今後標準税率を設定していくのを目標にしている。町の方もそれに沿ったかたちになると思う。税率算定に関しては特にコロナの影響も加味せずに設定させていただいている。そこで先ほど言ったように 55 にしてしまうと、去年と同じ所得なのに、税率は下がっているのに税額が上がってしまう方がいらっしやると大変だと思ったので、比率を変えずに設定させていただいた。

羽根

一点だけである。条例の改正の提案理由に国民健康保険事業の健全な運営を図るためとある。今回、決算余剰金の充当ということで税が下がった。条例を提案したのは健全な運営ということだが、この健全な運営をするために令和 3 年度はこうだが、今後どのようなお考えがあるのか。それと令和 3 年度予算では、税収納不足を補う目的で 2,000 万程度の基金活用を予定しているということだが、令和 3 年度だけでもなく、4 年度も税収減が想定されるのではないかなと私は思う。この健全運営の考え方について、どんな考えがあるのかお聞かせ願いたい。

国保年金班長

健全運営に関してだが、国民健康保険特別会計という独立会計であると十分認識をして、適切な予算執行の管理を行うこと、例えば赤字や決算補てんの目的による法定外の繰り入れをしないということ、ここでは指している。現状の税率で課税させていただくと令和 3 年度に関しては少し余ってしまうというかたちになる。そこに関しては、被保険者の負担を少し軽減させていただくということで税率を改正させていただいている。令和 3 年度は 2,000 万程度の基金を活用させていただく。これに関しては今回の保険税率の算定に関してはコロナの減収を特に加味していない。当然、所得に関しては少し下がるだろうという予想はしているので、下がった分に関しては基金も補正予算に積ませていただいたので、活用、運用をするかたちを取らせていただく。令和 4 年度以降もそのような状態が続くのであれば、同じように基金を活用させていただこうかと思っている。

委員長

県に国保が移ってから、今回を迎えた。私は当初なかなか医療費の計算もあるため、値下げが難しいのかなという感覚を持った。県下の全体の動きと比較して、二宮町はどういう状況なのかを少し簡単に教えていただき

たい。

国保年金班長

まず保険税を算定するにあたっては、県へ納付金を支払いするので、こちらの納付金自体が過去に比べて下がっている現状で保険税が少し下げられるというかたちになる。それに関しては他の市町村でも同じような割合で下がるので、二宮町だけ納付金が安くなっているわけではない。

一石

資料の説明があるが、現行の保険税率と比較して世帯ごとの不均衡が生じないように算定したとある。世帯ごとの不均衡が生じないようにするのは非常に難しいと思うが、今の経済状況をみると、子育て世代への配慮がすごく大事だと思う。そういう不均衡が生じないということと、子育て世代への配慮をどんなふうに町では考えているのか。

国保年金班長

今回、税率改定の世帯ごとの不均衡というのは、先ほど露木議員の質問でもご説明したように、応能割と応益割の割合というのを特に変えず、だいたい同じくらいの所得の人であれば、世帯の人数に関わらず同じくらいの割合で少し下げられるというかたちを目標として考えて、税率を算定させていただいた。子育て世代に関しては今後、子どもの均等割の軽減とか国の方の施策も進んでいるので、そういったものを含めながら考えていければと思っている。

一石

割合をどうするのかというのは自治体の裁量である。そうすると県内のいろんな自治体の中で、先進的にやっている自治体の情報はあるのか。

国保年金班長

子どもの均等割について県下だと、中井町が第3子以降を半額ということで、あと大井町や清川村も進めると聞いている。

一石

二宮町では子育ての町としてどういう方向で、研究しているのか。

国保年金班長

子どもの均等割に関しては、現状だと町の完全持ち出しになってしまう。その金額だけではなく、システム改修がどうしても必要になる。そのシステム改修に関しても今後法定で改修が行われる場合にも、それに付随したものになってしまうので、法定の分は国庫補助が付いたとしても、付随して計算をしなくてはならない部分に関しては、完全に持ち出しとなるため、そういったことも含めて今検討はしているところではある。現状としては、国の方が令和4年から子どもの均等割に関しては導入するというかたちになる。まずは同じように導入させていただき、今後の検討にさせていただく予定である。

<討論>

なし

<採決>

委員長

議案第5号を採決する。議案第5号を原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって、議案第5号は可決された。以上で議案第5号の審査を終了とする。

休憩 10時29分

再開 10時31分

②二宮町介護保険条例の一部を改正する条例（議案第6号）

<補足説明>

委員長

趣旨説明等は、事前にお配りをしておりますので、ただちに質疑に移らせていただきます。

<質疑>

露木

資料についてお聞きする。左側の第8期の方だが、標準段階で4,700円ということで、もっと高いところもあり、二宮は安いのかなと思うが、小規模多機能とか待機がいる意味でいうと、サービスが選べない状態になっているところがあると思うので、安いのは当然というか、これで高かったら町民は納得できないと思うわけである。補正のところでもあったが、今後、安いからといってサービスが選べないという状況は良くないと思っているが、また値上げしていく可能性もあるわけで、その辺の考え方について伺いたい。あと、たとえば11段階の方と13段階の方は年収でいえば倍になる。月額でいうと1,000円くらいしか差がない。ただ、負担割合のかける係数が2と2.2になるので、差は出るのかなと思いつつも、どこまでの差になるのか。年収が1,000万以上であれば、もう少し負担割合というか、月額なのか、基準額なのか、基準割合なのかを上げて良いのかなと思うが、その辺の考え方について教えてほしい。

介護保険班長

まずサービスの考え方について説明させていただく。二宮町にある小規模多機能はたしかに休止になっている。第8期計画で、令和3年から5年の期間に小規模多機能を1個追加する計画を立てている。それ以外についてもグループホームや地域密着型の特養についても、待機者が多いという理由もあり、追加をさせていただく予定である。11段階と13段階の差については、トータルで約200万円位の差が出てくるかたちになる。負担割合についても所得段階の第10段階までは0.2刻みで上がっていくが、11段階以降は0.1刻みで上げさせていただいている。保険料を値上げさせていただくが、高所得者についても値上げになるが、できるだけ抑えるかたちを取り、0.1刻みとしている。

露木

ちょっと200万というのがよく分かなかった。それと基準割合について、年収がいくら高いからといって、そんなに保険料を上げていくわけにいかないという考え方なのかなと思ったが、逆かなと思う。町はそういう考え方で、変わらないのか。

介護保険班長

今回の改正については、0.1刻みに上げさせていただいたが、第8期以降を考えると、さらに負担をお願いしていくようなかたちになると思う。そ

の際に値上げをさせていただければと思う。先ほど私が言った 200 万円の差というのは、11 段階の方が 118 名、13 段階の方が 90 名いると想定している。年間で計算すると 11 段階の方から約 1,300 万、13 段階の方が約 1,100 万頂戴するかたちになるので、その差が 200 万ということである。

露木

今のでようやく意味が分かった。私が聞きたかったのは、月額でいえば保険料が 1,000 円くらいしか変わらないが、負担割合でいうと 0.1 パーセント変わる。そのサービスを使っていく時の、保険料は高所得者からしてみたら、500 万の人と比べてそんなに高くないが、サービスを使っていくとかなり高所得者の方々の負担が大きくなる。その実態というか、それで差が付いているのかなと感じる。その辺をもう少し教えていただきたい。現状というか、実態というか。

介護保険班長

サービスを使った時の負担だが、保険料とはまた別にサービスを使うことによる自己負担というものが発生する。高所得者については 3 割負担になり、低所得者が 1 割負担であるため、そこで大きな影響が出てくる。人数までは今日は資料を持ってきていないため分からないが、主に 10 段階以上の方は 3 割負担と考えていただければと思う。

露木

10 段階以上の方は 3 割負担で基準額にある負担割合のかけ率というのは、何なのか。あと、10 段階以上が 3 割負担であれば、11 段階と 13 段階の人では保険料は多少違うが、負担割合は一緒であり、あまり高所得者の方には負担が大きくないのではないかなと思うが、そういう理解でよいか。

介護保険班長

資料に記載がある負担割合というのは、保険料についてのみである。こちらについては第 5 段階が各市町村の基準割合、基準金額となり、その基準金額に第 1 段階だったら 0.3、第 6 段階だったら 1.2 かけるという基準になる。そのためサービスを使った時の負担割合とは別のものである。

健康福祉部長

高所得者の関係だが、これまで 7 期までは第 10 段階、400 万円以上は一律というかたちであった。今回第 8 期にむけて全体的に値上げをお願いせざるを得ない状況の中で、やはり高所得者はより負担を増やさせていただきたいという中で、今回 13 段階までを増やした。先ほど班長から高所得者も少し抑えたという話もあったが、この方たちもいきなり去年までの保険料からいきなり何倍にもなってしまうというわけにもいかないなので、今回 13 段階まで増やすにあたって、負担割合を定めた。この辺りも県内市町村の状況も参考にして定めたところもあり、今後の状況によって高所得者の方に負担をもう少しお願いするようになることも有り得るのかなと思っている。第 8 期としてはまずこのかたちでお願いをしたいと思っている。

羽根

事業の健全性についてだが、基金の取り崩しをされたということで、3 億のうち 2 億を 3 年間で取り崩すと。給付の費用も 10 億 8,000 万円の増加ということで、非常に給付を受ける方は増えているのかなと思う。基金の取り崩しの額というのが、過去を振り返っていないのだが、非常に事業運営が厳しい中なのかなと感じる。ただ、県では一番低い保険料ということで、

先ほどちょっとお話はいただいたが、事業運営の考え方とか、低い保険料で今やれている要因として、やはりそうは言っても県内で二宮は給付費が少なく、何か取り組みをされているのか。介護にはならないに越したことはないと思うので、ならないようにするための新たな取り組みがあれば教えていただきたい。

介護保険班長

低く抑えている要因については、予防事業が他の自治体に比べて参加率が高いということがある。資金については、3億円中約2億円を取り崩すことになるが、不足の事態や第9期にむけての取り崩しを考えると、やはり最低残しておきたいのが約1億円というところもあるので、ぎりぎりのところになってくるのかと思う。二宮町は約3億円の基金があるが、県内の自治体の基金状況を確認すると、ほぼ人口規模に比例するようなかたちになっている。寒川町が令和元年度末で約4億9,000万、大磯町が約4億6,000万なので、それに比べると若干基金の額が少なくなっている。その中で約2億円を取り崩して、できるだけ保険料の額を抑えるような設定をさせていただいている。今後のサービスについては先ほどお話をさせていただいたグループホームや地域密着の特養、小規模多機能を追加させていただき、サービスの充実を図っていきたいと考えている。こちらのサービスをつくるにあたって、町内のケアマネ事業者にアンケートを取り、どのサービスが不足しているのかを確認させていただき、その3つが少なかったため、今回第8期中にサービスとして追加をさせていただきたいと考えている。それ以外についても、随時サービスとして加えたいという事業所があれば柔軟に話をし、追加していきたいと考えている。

羽根

今の近隣自治体の基金額から考えると、少し事業運営が心配になってしまう。今後のお考えと、さっき取り組みというのは、介護にならないための予防の取り組みで新たに考えていることがあるのか。これは予算の方になってしまうかもしれないが、今分かる範囲であれば教えていただきたい。

高齢介護課長

先ほどの取り組みについて私から説明させていただく。介護予防の部分に関して、二宮町は通いの場に入れさせていただいている。他の市町村だと、やはり教室型というのが多いが、二宮は18会場地域においてというところで力を入れている。神奈川県下でも割と珍しく、全国的にも聞くところによると先進的と聞いている。そういった部分を今後も、コロナ禍でなかなか継続できていないという部分もあるが、取り組みとして支援しながら進めていきたい。

介護保険班長

基金についてはシミュレーションさせていただき、やはり1億が残高としてあるかないかで大きな違いが出てくる。最低1億あれば第9期のことも考えれば、なんとかやりくりが可能ということだったので、今回は2億取り崩し、1億残というかたちで4,700円に設定させていただいた。

小笠原

私どもの町は県下でも安い予算で運営されていることの一つに、介護認定が厳しくて思うように点数を使えない町民が多いのではないかと私は思っている。現場で働いている人の声を聞くと、他町だったらとつづくに要介

護になっているのに二宮の利用者は要支援でびっくりするという話を未だによく聞くが、そういう認定に関する不服審査の件数はどのくらいあるのか確認したい。

介護保険班長

認定についての不服審査だが、私は4年目になるがその間で1件の該当があった。他の市町村に比べて介護認定が厳しいというお話だが、国がつくった基準をもとに審査会を開催している。そこで他市町村の差というのは出てこないようなかたちにはなっている。

小笠原

露木委員の回答の中にあつたように、次の計画においてはケアマネからのニーズに応じてグループホームとか地域密着多機能を増やしていきたいというお考えがあるのは、間違った考えでは全然なく、そのように進めていただきたいと思うが、今どこの施設でも働く人が本当に足りない中で、疲弊しながら現場ではやっている状況である。いくら施設をつくっても働く人がいなければダメである。そういうことも鑑みて、施設を増やしていきたいと言っているのか。なぜ働く人が少ないかという、労働量に関して報酬が少ないというのが圧倒的にあるわけで、その辺も含めて町の考えてお聞かせ願いたい。

介護保険班長

施設に働く人たちの人数が少ないのは私も把握している。今休止となっている小規模多機能がいい例かなと考えている。コロナ禍でなかなか実現はしていないが、各事業所とも外国人労働者を雇う方向で話が進んでいる。コロナ禍でなかなか来日できないということもあるが、研修も話を聞くと、計画として行っていく予定と伺っている。今年度については町で行っている人材育成経費補助金、こちらについても実績が出てきている。今日現在で3名の方がいらっしゃる。年度末につれてその件数もひよっとしたら増えていくのかなと思う。あとは神奈川県の方から人材関係での補助金があるので、そちらについても積極的に活用していただくとか、事業所からの相談があつた時には相談にのっていききたいと考えている。

根岸

9期で少し上がるかもしれないとおっしゃっていたが、サービスを使う方の費用として増えていくピークをどこら辺に計算しているのか。

介護保険班長

サービスのピークとしては、やはり第9期の時がピークになると想定している。こちらについては二宮町だけではなく、全国同一でピークになると想定している。

一石

所得段階というのを11段階から13段階まで新設したと書いてある。その方が私も良いと思うが、県内では17段階まで持っているところもある。やはり細分化した方が変わっていく意味でいうとハードルが低いのかなと思う。これから徐々に増やしていった方が良いだろうというお考えなのか。

介護保険班長

所得段階については過去3年間の被保険者で検証した。その結果、昨年度の数字になるが、第10段階の方が144名、第11段階の方が122名、第12段階が67名、第13段階の方が89名となっている。これをさらに細分化

していくともう少し細かい人数になり、あまり保険料の総額としては大きな差が出てこないような検証結果になった。仮に保険料を 6,000 円まで上げるとおそらく大きな差が出てくると思う。今後については 5,000 円後半、6,000 円になった時にさらに細分化していけば大丈夫かなと考えている。

休憩 10 時 57 分

(傍聴議員の質疑：二宮、渡辺、大沼 各議員)

再開 11 時 10 分

<討論>

なし

<採決>

委員長

議案第 6 号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 6 号は可決された。

以上で審査を終了とする。

休憩 11 時 10 分

再開 11 時 11 分

③閉会中の継続調査について

委員長

本委員会の継続調査事項を検討するにあたり、令和 2 年 12 月 25 日、令和 3 年 1 月 20 日、2 月 2 日、の 3 回の事前意見交換会を行った。初日に子どもの権利条例を制定する方向で動いてみたい、という希望で一致したので、そののち、課題整理や目的、手法、調査対象など、条例づくりに対する各委員からの考えやイメージを共有化致したが、各々が考えをまとめる段階で、条例に焦点が絞れなくなった。主には、町民と共に動きを進めて条例づくりに取り組みたいという意見と、まずは行政側への調査をしっかりと固めてからという意見、直接課題解決になることに取り組みたいという意見などがあつた。議論としては、幅広く子育て関係について調査をすすめるのが委員会としての合意点になるのではないかと、という運びになった。皆さんから出していた内容は委員長個人が資料として保管し、必要な時があれば活用したいと思う。調査研究テーマは、「二宮町の資源を生かした子どもの育成環境について」である。話し合いの中でいくつか出されている個別事項があるが、改めて 3 月議会後に整理をして調査に入っていきたいと考えている。このテーマで本会議最終日、議員全員へお諮りしたいと思っているが、委員の皆さまはよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

では、この内容で 3 月 18 日の本会議で委員長報告させていただく。

閉会 11 時 13 分